二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
200　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和五年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
四　国土交通大臣が定める自動車
201　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
202・203　（略）
204　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第四十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第四十一条第二項及び第百十九条第二項の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
200　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和五年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（新設）
201　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
202・203　（略）
204　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第四十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第四十一条第二項及び第百十九条第二項の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ　（略）